

## 偽版御文章の流布について

はじめに

大原 誠

偽版御文章の流布については、これまでにも『本願寺史』第二巻（一九六八年刊）「聖教の開版」のなかで述べられている。同書によれば、木版刷りにより聖教を量産することができた近世では、偽版聖教の取り締まりが幕末にいたるまで繰り返されていた。そして、そこには次の二つの特徴が指摘されている。

一つは、ほとんどの場合、取り締まりの対象が御文章であつたことである。『教行信証』や『正信偈』なども偽版が刷られていたが、それはわずかな例であった。もう一つは、偽版流通の発生源が大坂であったことである。これまでに知られている限り偽版の版木は大坂で彫ら

れ、流通地域も主に畿内であった。しかしこれらの問題については『本願寺史』発刊以後も言及されることはなく、できごとの全体像もほとんど知られていない。

# 本願寺史料研究所報

---

## 32号

発行所	本願寺史料研究所
電話	○七五一三四三一三三一一 内線（五四一八）
発行者	千葉乗隆
所長	龍谷大学大宮図書館内 京都市下京区七条大宮上ル
発行日	二〇〇七年三月三〇日

まず最初に紹介する【史料1】は、宝永二（一七〇五）年に起つた「似せ御文章」の売買を本願寺が取り締まつた一件記録である。本願寺による偽版取り締まりを確認できる最も古い例として『本願寺史』に取り上げられているのがこの一件である。

この史料は本願寺史料研究所保管文書の内で、津村別

院関係として分類されている。形状は仮綴冊子。丁数は全一四丁で、表紙・裏表紙共に何も記されていない。虫損が甚だしく、後世に裏打ち補修を行っているが、その際に第二丁と第三丁を綴じ違え、錯簡が生じている。こではそれを訂正した元の形で翻刻する。

## 【史料1】

(表紙無題)

一大坂北久宝寺町壱丁目堺屋孫左衛門と申者、似せ御文章売買仕候ニ付、京都六条御寺内ゑひすや与十郎、右似せ御文章壱帖孫左衛門方ニ而、宝永弐年酉ノ正月十四日ニ買求、猶為念大坂真斎橋筋順慶町表具屋吉右衛門と申者ヲ頼、又壱帖孫左衛門方ニ而買求申候、則式帖共ニ御本寺御役人中迄、ゑひす屋与十郎差上ケ申候

御事

一似せ御文章式帖・口上書之御案文井先年京都二而似せ御文章仕候砌、公儀へ御願候次第、主税殿<sub>池水三雅</sub>御下シ被成候御事

西五月廿一日  
御奉行所

津村御堂

□山半左衛門

一似せ御文章之義、大坂御奉行所へ半左衛門罷出、御吟味被成被為進候様ニ願可申旨、主税殿も被仰下候故、中酉ノ五月廿日ニ実之御文章壱帖・似せ御文章壱帖・半左衛門持参仕、口上書をも認、関根庄右衛門宅へ参、右ノ御文章内見二入、口上書をも披見二入、指図ヲ請候而、直ニ中島藤内・弓削新右衛門・生駒彦太夫宅へ参候而、御文章内見二入、明廿一日□御奉行所へ□□□申度候間、首尾宜候様ニと各々へ頼罷帰候

口上之覚

淨土真宗法流祖師相伝之肝文、對一流僧俗為勸化第八世寺務信証院制作之文章、從古來於本寺相調、則御門主被加奥書、法号判形等記之、末弟之輩へ被与之候、然所ニ去秋以來、右之文章於他所板行仕、猥致商売候段、相聞へ候ニ付、委細承合候所、御当地北久宝寺町壱丁目堺屋孫左衛門と申者之方ニ有之、則式帖相求申候、就夫先年於京都も板行仕候者御座候ニ付、御奉行所へ御願候處ニ、早速被遂御僉儀、絶判被仰付、拵置候分不残被召上、且又諸方へ売払申候分も悉取戻シ、差上候様ニ被仰付候事ニ御座候、此度之義も何分ニも被□御吟味、宜敷被仰付候様ニと御願被成候御事御座候、以上

迄罷出候様御申渡候御事

一同廿二日巳刻過、与十郎・吉右衛門召連下宿迄罷越候  
処ニ、今日堺屋孫左衛門・町年寄・五人組共ニ被召出  
候而、段々僉儀有之候、則与十郎・吉右衛門共ニ被召  
出、似せ御文章買求候様子、委細寺社役四人之衆も被  
尋候御事、堺や孫左衛門ハ町へ御預ヶ被成候、今日ハ  
何□□罷帰候

同廿三日、与十郎・吉右衛門被召出、口上書御取□候  
御事

一同七月晦日、半左衛門御奉行所る呼ニ参、罷出候所ニ、  
御両殿々被仰聞候ハ、似せ御文章之義、堺屋治右衛門  
段々僉義仕候ヘハ、京都さめかいや六兵衛と申者の方  
買求申候、六兵衛京都住宅ハ不存と申候、猶乍此上可  
遂吟味候由被仰渡候御事

右之趣主税殿迄申登候

一似せ御文章之義ニ付、津村御堂表御門・同御台所御門  
ニ張文仕置申候、八月十一日朝、番人見付申候而差出  
し申候

## 右張文之文語

乍恐御ちうせつ申上候

にせ御文はん板ほりハ、ふちのたな町帶やと申しちや  
かしやニ居申候、はん木や七右衛門と申候、帶やと申  
しちやハ、西かわ東かわの南方帶やノ家のうらニ居申  
候、此七右衛門よるノ四つ時分ニハ内ニ居申候、女房  
なしニテ御座候、此七右衛門御せんき被遊候者、道具  
や八兵衛居所しれ可申候、去年はるより十月迄ニほり  
仕廻、大分御文こしらへ、しちなどニ余程置申候由ニ  
□、此七右衛門と申ハ、年六十四五きんかニテ御座候、  
帶やの東かわノ家のうらニテ北ノす□北かわニテ候、  
以上

酉九月吉日

一主税殿折節御下り合御座候ニ付、早速右之張文御披見  
ニ入、御指図請候而、九月十三日□関根庄右衛門・生  
駒彦太夫宅へ半左衛門罷越、張文内見ニ入、右之仕合  
ニ候間、明十四日御奉行所へ罷出、御断可申上候間、  
宜頼入申候由申談罷帰候

一同九月十四日、半左衛門御奉行所へ罷出、関根庄右衛  
門・生駒彦太夫両殿兩人ヲ以、右之張文両通、并ニ口  
候、此七右衛門よるノ四つ時分ニハ内ニ居□候、道具

や八兵衛本人はん木ほりハ、此七右衛門ニテ御座候、  
以上

酉九月吉日

追而申上候、此七右衛門ハ年六十四五のきんがあたま  
ニテ御座候

乍恐御ちうせつ申上候

一にせ御文はん板ほりハ、ふちのたな町帶やと申しちや  
かしやニ居申候、はん木や七右衛門と申候、帶やと申  
しちやハ、西かわ東かわの南方帶やノ家のうらニ居申  
候、此七右衛門よるノ四つ時分ニハ内ニ居申候、女房  
なしニテ御座候、此七右衛門御せんき被遊候者、道具  
や八兵衛居所しれ可申候、去年はるより十月迄ニほり  
仕廻、大分御文こしらへ、しちなどニ余程置申候由ニ  
□、此七右衛門と申ハ、年六十四五きんかニテ御座候、  
帶やの東かわノ家のうらニテ北ノす□北かわニテ候、  
以上

酉九月吉日



拾五冊

壱冊

八冊

九冊

取上ヶ候御文章、合三拾武冊半、他所へ売又ハ不知分式  
拾壹冊

外ニ武冊

表具や吉右衛門・ゑひすや  
与十郎買取

右書付式通請取  
右之通主税殿迄申上ル

一西ノ十月廿一日御札為御御使半左衛門御奉行所へ罷出  
候御口上之覚

似せ文章之義、段々御僉義之上明白相知、文章こと  
く御取上ヶ被成候由、御用繁御中ニ委細被為入念  
候御吟味之段、別而御満悦ニ思召候、此上ハ向後右不  
届義堅不仕候様、急度被仰付、牢舍御預ケ者共、早速  
御赦免被為成候様ニ御願之御事御座候、似せ文章之義  
ハ、御奉行所御指置被為進候様ニ頼思召候、右之趣何  
分ニも宜被仰出被下候様ニと申入候

十月廿一日

御使

高山半左衛門

十月七日迄□□上ル

買候者相果諸縁之者不知

播州并堺へ売

往来□者ニ売候故売先不知

一同廿二日、半左衛門御奉行所へ罷出、似せ御文章三拾  
武帖半、此方々差出候、実ノ御文章壱帖・似せ御文章  
壱帖、合三拾四帖半請取罷帰候、則右之御文章請取証  
文仕、相渡シ申候、弓削新右衛門取次也

右之通主税殿へ申上候

一右之僉義寺社役四人惣代兩人被申付候而、牢屋敷ニて  
之僉義、板之義ハ道具や八兵衛江州へ欠落仕候跡ニて、  
道具や半兵衛江預ケ、大工五左衛門頬焼捨申候由也、  
右一味之者共、西ノ十一月廿日牢舍預ケ御赦免、道具  
や八兵衛壱人追放也

一似せ御文章三拾武帖半、酉十二月十九日ニ津村御坊ニ  
て焼すて申候也、京都の御下シ被成候似せ御文章武帖  
ハ、主税殿迄差上ル也

史料の冒頭にあるように、この一件が起るより以前、  
すでに京都で「似せ御文章」が問題となっていたようだ  
ある。宝永二年の一件では、事件の場所は大坂であった  
が、問題が発覚したのは京都であった。『本願寺史』で  
指摘された発生源大坂という場所については、もう少し

広い地域を想定したほうがよさそうである。偽版であつ  
ても御文章をかい求めようとする門徒が多くいた地域や  
書林が集中し木版技術を持つ職人がいた地域ということ  
が考えられるが、いずれにしても推察の域を出ない。

本願寺はこの一件を大坂津村御坊に命じて、解決に當  
大久保大隅守殿御月番御請被為入御念候、御口上書趣  
承知仕候、似せ御文章之義、明白ニ相知御満悦被為思  
召候段、御尤ニ奉存候、何分之義宜申上候様との御請、  
御文章之義ハ御坊へ請取申候様ニと被仰渡候、直ニ寺

たらせてはいる。津村御坊には留守居（高山半左衛門）が置かれ、諸般の事務が一任されていた。津村御坊から本願寺に報告された文書の写しがこの記録である。史料に沿つて「似せ御文章」一件の経過をたどつてみよう。

問題の発端は、宝永二年正月十四日に京都六条寺内町のゑひす屋与十郎が、大坂北久宝寺町一丁目堺屋孫左衛門（史料の途中より堺屋の名前が「治右衛門」に変わるが、同一人物と

考へないと事件の経過が理解できない）から御文章を買い求めたことに起因する。ゑひす屋与十郎は購入した御文章に疑問を持ち、念のため大坂の表具屋吉右衛門に堺屋孫左衛門からもう一帖購入することを依頼する。ゑひす屋与十郎は自分が購入した一帖とあわせて二帖二種類の御文章を本願寺に提出したことにより、御文章が本山の許可なしに版行された偽版であることが露見した。本願寺では直ちに「実之御文章」と二帖の偽版を大坂奉行所に提出し、事件の究明を求めた。

奉行所では関係者が集められ、詮議が重ねられた結果、堺屋孫左衛門は偽版御文章を京都の「さめかいや六兵衛」なる人物から購入したことを証言した。だが堺屋孫左衛門の供述内容は具体性に欠けており、売買していた偽版

ある。この密告により、堺屋孫左衛門の偽証が明らかとなつた。つまり偽版の出所が京都ではなく、また「さめかいや六兵衛」なる人物も架空の人物であつたのである。この張り紙を手がかりとして偽版関係者たちが捕らえられ、それぞれ相応の処罰が課された。版木と偽版御文章は焼却され、問題発覚からおよそ一年を経た後に一応の解決をみたのである。

ただ、偽版関係者の割り出しに力を注いでいたにもかかわらず、事件の全容が明らかとなり、偽版が回収され、奉行所よりの処罰がなされた後に、本願寺側は一転して偽版関係者の赦免を求めている。この点は偽版流布を押さえようとする本願寺の姿勢とは裏腹で不可解に思える。処罰者への寛容さはこの一件に限らず、他の偽版一件でも同様に見られる。事件の全容が解明すれば、偽版刷りにかかわった者から詫び状を請けることで、本願寺はそれ以上の責めを追求しないというのが締めくくりなのである。本願寺の手によって処罰者が出ることを本願寺自体は嫌っていたということであろうか。

### 証判本ということ

さて次に偽版問題が事件として成立する要点を見てみよう。それは本願寺に無許可で版行された御文章を「似せ御文章」として摘発したところにある。高山半左衛門が記しているように、御文章とは「淨土真宗法流祖師相伝之肝文、対一流僧俗為勸化第八世寺務信証院制作之文

である。この密告により、堺屋孫左衛門の偽証が明らかとなつた。つまり偽版の出所が京都ではなく、また「さめかいや六兵衛」なる人物も架空の人物であつたのである。この張り紙を手がかりとして偽版関係者たちが捕らえられ、それぞれ相応の処罰が課された。版木と偽版御文章は焼却され、問題発覚からおよそ一年を経た後に一応の解決をみたのである。

章、從古來於本寺相調、則御門主被加奧書、法号判形等記之、末弟之輩へ被与之候」とされるものであつて、御文章の私家版はありえない。厳密にいえば本願寺宗主による奥書や書き判をそなえていないもの、すなわち証判のないものは非公認の偽版なのである。

ここで証判本とすることが問題となるのだが、証判には、御文章に宗主が手を加えるという意味と、御文章を門末に授与するという行為が本願寺の宗主のみが行える宗教行為であるという理解を読み取ることができるだろう。このような特別な意味を持つ行為は、たとえば木仮や絵像に裏書きを添えることが宗主の特権事項であるのと同じである。

では近世の人々は宗主の証判をどのように考えていたのだろうか。そのことをうかがう史料として、二点の本願寺所蔵文書【史料2】を次に紹介する。ここには御文章の下付を願う人々の意識があらわれている。

### 【史料2-①】

為毎月寄合

右此文者堺五日講衆○依望令書写之

訖、能々此旨被聴聞、弥可有信心決定  
事肝要候也

時也慶長九暮孟冬廿八日書之

准如——

此奥書ハ五日講衆予自筆ニテ  
四帖目ノ

文一通望候間○抑毎月両度ノ寄

合と有之文書之遣候也

### 【史料2-②】

右如此五帖一部之文、可有信心決  
定候、能々此通同中可被談合  
事、肝要候也

元和七暮辛酉蜡月念一日  
書之

准如——

此文ハ大坂塩屋道誓連々依望之  
可令免之候、道誓自筆ニテ仕候間、  
書本ハ法度ニ候へ共、様々令懇望候間、  
如此候也、書本ハ文字ノ違落字等  
多之間、以後々々ハ聊爾ニ不可免之者也

これらの史料は、以前に『本願寺史料研究所報』第九号（一九九四年刊）のなかで左右田昌幸氏が紹介した准如による御文章奥書案の一部である。【史料2-①】は未紹介であるが、【史料2-②】は読み直しのため、もう一度ここに掲載した。注目すべきは、ともに宗主の自筆を求めていることがうかがえる点である。

【史料2-①】は堺御坊に集う五日講衆が、毎月の寄講で拝讀する御文章（この場合は一通のみ）として本文奥書とともに准如の自筆を要求した時のものである。堺御坊は文明九（一四七七）年に信説院蓮如により建立されたという深い因縁のある場所であり、講衆が御文章に対して特別な意識を持っていたことは想像に難くない。御文章に准如が直接筆を加えることによつて單なる写本では

なく聖教としての宗教的意味を付加しようとしていることを読み取ることができるのではないだろうか。

【史料2-②】は塩屋道誓が書いた五帖一部の御文章に、准如自筆の奥書が求められたものである。この記述によると塩屋道誓は一種の私家版を作つたということになるが、准如の証判を加えることにより、道誓の私家版を宗主公認の御文章として成立させようとした意図がうかがえる。ただ准如が「書本」を法度としている点には注意が必要であろう。「文字ノ違落字等多之」としながらも、特別に免許している点で興味深い。

### 偽版流布はなぜ繰り返すのか

もう一度「似せ御文章」一件に目を向けてみる。偽版とはすなわち海賊版とでもいうべきものであり、正規の流通経路を辿らないところにその本質がある。

前掲史料には偽版御文章がどのように流通していたかの一端がうかがえる。【史料1】にある津村御坊への張り紙には「去年春より十月迄ほり仕廻大分御文とゝのへしちなどニ余程置申候由ニ候」と記されていた。これは木版刷りにより量産された偽版御文章が、質屋に入れ置かれ、そこでの売買により市場へでまわったということであろうか。海賊版であれば町の書林で売買できないのも納得できる。売買の場を質入れすることで確保しているとなれば、極めて巧妙な仕方といえるだろう。

流通についてもう少し検討する手掛かりとして次に

【史料3】を参照したい。この史料は龍谷大学大宮図書館所蔵の『御文章偽版調査記録』と題された文書綴りのなかの一点で、安政二（一八五五）年にやはり大坂で起つた偽版一件を取り締まつたものである。内容は、本願寺蔵版掛り藤田大学による事件の報告と偽版流布を押さえるための私案を本願寺に上申したものである。

### 【史料3】

〔表紙〕

藤田大学

#### 愚考趣意書

御文章願候もの近年少分ニ相成候、右者全偽板御文章夫是出来候故之儀と存、書林経師金屋勘作と申者を頼、取調候處、御文章偽板之本数々出来ニ而、大坂ニ而數板之御文章密々弘通致し候由ニ相見候旨承り候故、申上候處、出役被仰付、勘作召連下坂取調候處、

一小本五帖壹部 武品 但一ヶ年ニ三万程ツヽ売買候由

代銀五匁五分

一平仮名中本御加御文章 一品

一正信偈御和讃御文章入 三品

一御加大本御文章 一品

代銀五匁五分

一五帖壹部大本 江州ニ有之候由

代金武百疋

右江州之外替々其筋を以取調、板木取上ケ御詫一札取置候、此段奉言上候、乍併以来急度相止候共、不相見候、

其故者は是迄度々右御文章偽板取扱候もの有之、大坂御奉行所江被仰立、御吟味之上、板木公儀江御取上之上、当人者嚴敷御咎被仰付、事済ニ付、奉行を始公用人并掛り与力・同心等、夫々被下もの有之候而相済候儀、毎々有之候へ共、其後此度之通り、又候数板之御文章取扱申候、譬ハ薩摩ニ而者御宗旨禁制之国柄ニ而、若取扱候もの有之候節者、命ニ抱り候程之仕置有之由ニ候へ共、御宗旨を信し候もの、柱之内ニ御本尊を仕込、又者報恩講法談杯大隅江舟ニ而乗出し、相勤候義有之候由、右杯と同様之趣意ニ而後難之儀承知之上、取掛り候義故、以來偽板相止候と者不相見候趣、御宗旨之書林共も申居候、夫ニ付相考候者、別紙世上七分三分見渡之書取大坂ニ有之候ニも、金持三分質置七分、長者一分五厘貧者八部五厘と有之候、右金持并長者之分ハ御殿より御差出之五帖壹部百廿匁之御礼銀ニ而相願候へ共、質置并貧者之向者、おのつと薄料之偽板の方相求候様ニ相成申候、其故ハ国柄ニ寄、一村ニ壹式軒ならでハ御文章所持無之、中ニ者一村ニ御文章無之所も有之由、依而貧者之為、且御門徒たる者御文章拝読相成候様、御所様御法号御判等無之、下ケ紙之通之朱印を押、京大坂ニ而書林江弘通支配所被仰付、是迄大坂ニ而売來り候通り、大本五帖壹部ニ而金貳百疋位、小本五帖壹部ニ而銀五匁五部位ニ而御免被成遣候へ者、御門徒貧者之分不残相求候儀者必定ニ而、御門徒末々貧賤之者共迄御文章行渡り、難有可奉存候、尤大本五帖壹部ハ三百両程大坂ニ而相捌候由、是迄売來之値段通り大本五帖

壹部者金貳百疋位、小本五帖壹部者銀五匁五分、右両品ニ而凡千両余之益き有之候由、左様ニ相成候時者、以来公儀之御世話も不相掛、御物入も無之、御所様御法号・御判之有之候分ハ是迄通り御殿江願出、御門徒貧者之分ハ、書林江弘通ニ相成候分相求候ハ、世上御門徒貧富共一流御文章行渡り、中興蓮如上人御文章御制作之思召ニ相叶、且年々御益も是迄と者相増、千両余何程と難申尽御益有之候事者、大坂書林請合居候旨、私江申出候、別而此度偽板取上ヶ候ニ付、大ニ心配致し吳候、伊丹屋善兵衛と申者ハ、大坂在北野村金台寺と申御當方御末寺之御門徒ニ而、大坂ニ而歴々之本屋ニ候處、右様之弘通支配所被仰付候候ハ、右板木ハ箱入ニ致し、献上仕候様申居候、尤御門徒ニ而其筋承知之者故、御為メ惡敷者不申上候と申居候間、一日も早ク京大坂書林江弘通支配所被仰付、公儀江御届済相成候ハ、(東本願寺)裏方を始何分る取扱届有之候而も、右支配所る渡世ニ障候旨を以故障申立候ハ、先届書林の方弘通支配所株者公儀表御當方計ニ相成候間、裏方へ進メ候もの有之、裏方ニ出来候後者、御當方ニ者出来不申候、依而裏方ニ不心附内、一日も早く右板木伊丹屋善兵衛る献上為致、京大坂ニ而書林江弘通支配所被仰付、奉行所江右書林共る届置候へ者、偽板出来候共、書林江奉行所江申立、直様御差止ニ相成候、尤裏方る同様拵候儀者不相成候間、御遠忌ニ者裏方門徒も右朱印計之分、貧者ニ而も得易候故、誠ニ其御益難申尽広大成由、大坂書林申居候、大坂町奉行与力御坊御館入八田五郎左衛門江武家掛り大琳寺江右等之次第噂致し

候へ者、右様ニ相成候ハヽ、第一公儀御世話も無之、末々之御門徒者難有存、怪我人も無之、至極宜儀ニ候間、早々御取掛り被成候方宣と申居候儀ニ御座候旨、大琳寺承り帰り候儀ニ御座候

右愚考之次第、在坂中御留守居并武家掛り大琳寺江も申談候處、同意ニ而早々申上候方宣旨ニ御座候

(朱筆)

「右書取を以大学る及示談、深愚考仕候處、至極妙策」と存、隨喜同意仕候、何卒裏方ニ而不心附内、速ニ

御決断奉願度候

左司馬謹白

」

この偽版一件は幕末に起こつたものであり、「似せ御文書」一件とは直結していない。しかし、ここには幕末にいたつてもなお偽版が繰り返されていることに関して一つの見解が述べられている。また偽版御文書がどれ程の価格で流通していたのかが詳記されているので参考としたい。たとえば五帖一部大本の御文書は、正規の手続きにより本願寺に願い出れば「銀百廿匁」の札銀により下付される。しかし同等の偽版御文書は「金二百疋」とあるから約四分の一程度の値段で購入することができるのである。宗主の証判本という点に執着しないのであれば、安価な偽版本は魅力的であろう。幕末にいたつともなお偽版流布が止まないのは、安価なものが求められていたといふ点が一つあげられるだろう。見方を変えれば、御文書の札銀が真宗門徒の生活水準からかけ離れていたともいえるだろう。

また、【史料2】に見られたような宗主の自筆や証判に聖教としての宗教性を見出すという意識が、しだいに薄くなつていつたことも偽版御文書が絶えない理由の一つとしてあげられるのではないか。

証判に特別な意味を見出さなくなるのは、本願寺の役人である藤田大学にさえ見られる。その様子は、藤田大学が偽版流布の原因を分析し、どのようにすれば偽版流布が止むのかについて私案を述べているなかに顕著にあらわれている。

藤田大学の分析では偽版売買が後を絶たないのは門徒の生活水準に比して御文書が高価であり、それゆえに安価な偽版御文書が売買されていると考えた。この状況を利用し、広く門徒に御文書を普及させ、さらに本願寺の利益になる方法を考えたのである。その方法とは、偽版の受容を逆手に取ろうというものである。まず宗主の証判を略するなどで本願寺への札銀を削り、正規の御文書を偽版と同額にまで下げる。そして大坂の書林を御文書の「弘通支配所」として版行販売させる。これにより本願寺公認でありながら従来よりも安価な御文書ができる。すると貧富の差に関係なく広く門徒が御文書を購入し、偽版は市場から排除されるというのである。

この論理は御文書をそのまま書籍として見る限りにおいては実現しうる妙案であろう。しかし、御文書を押読する側もそうであるが、下付する側の行為も全て宗教行為であるという意識がない。藤田大学によれば「御所様御法号御判等無之、下ケ紙之通之朱印を押」という証判

の簡略化が御文章の札銀を下げる秘訣なのであるが、そうさせようとする意識は、偽版作成者が木版刷りで量産し、数をさばこうとする意識と大差のないものである。

御文章の証判とは、そこに宗主の手が加えられていることを意味し、そこから御文章を聖教として見る意識を起こさせる役割を持つていて。御文章が本山から下げられるという手続きには、あるいは場合によっては高額の札銀にさえも宗教的権威が込められているのである。

### おわりに

以上のように近世における偽版御文章の流布を見てきたが、最後に「偽」史料に関して付言しておきたい。

これまでにも真宗史料には、偽絵像や偽名号、さらには偽文書の存在が数多く確認されている。しかしこまでは「偽」史料そのものを研究の対象としてこなかつた。近世の真宗史料論としては手つかずの課題であるように思われる。

たとえば本稿で取り上げた偽版御文章の実物は確認されていないが、それは本願寺の回収が徹底されたということであろうが、不分明な背景があるようにも思われる。あるいは偽名号の流布は相当数かつ広地域に及んでいるが、偽版御文章のように事件として問題化していないのはなぜなのであろうか。今後の検討課題としたい。

\*本願寺が蓮如の「ふみ」を「御文章」と称するのは寂如以後であるが、本稿では「御文章」という表記に統一した。

## 開設五十周年展を終えて

大喜直彦

本願寺史料研究所は、一九五六（昭和三十二）年に設置された「本願寺史編纂所」を前身とし、二〇〇六年で開設五十周年を迎えた。この五十年間に当研究所は、他の研究所・大学・研究者と交流を重ね、歴史・資料の研究機関として対外的にも評価を得る機関に育つた。

そこで今回、親鸞聖人七百五十回大遠忌の宗門長期振興計画推進事業の一環として、当研究所主催による開設五十周年展を開催した。

開催期間は十一月十三日～二十三日（土・日除く）。展観場所は龍谷大学大富学舎の本館展観室を借りた。来観者総数は、宗門内外、研究者を問わず幅広い層を得て、九日間で一〇五三人を数えた。開催期間中には、「門主お裏方も」視察に来られた。

当研究所は、これまでに保管文書の展観を独自で行つたことがない。したがつて今回の展観は、研究者や一般の人々に対して、より直接的に史資料提供することを意図した。これは史資料の多角的な方面からの研究、あるいはそれを通して本願寺を理解してもらうことにもつながる事業といえる。当研究所にとって「研究の社会的還元」の具体的な形となつた。

同時に当研究所の活動に対する理解の深化、また当研究

究所の足跡の再確認と、今後の研究事業を熟考するよい

機会ともなった。

さらに二〇一一年の七百五十回大遠忌を盛り上げるプレイベンツ事業としての役割も十分果たしたのではないだろうか。



ご門主お裏方のご視察(11月17日)

### 一千葉所長による展示内容の説明一

#### 第一室 新たな始まり

「親鸞聖人七百五十回大遠忌に向かつて」

#### 第三室 本願寺史料研究所開設五十周年

「その歩みと活動」

第一室は、当研究所が保管する近世文書の内から、大遠忌関係文書(三百三十三～五百五十回忌)と、それに関連する文書を展示した。そのテーマは次の通りである。

##### ①江戸時代の親鸞聖人大遠忌「継続は力なり」

(近世の大遠忌関係文書)

##### ②見ごろ食べごろ(御献立帳)

③たで食う虫も好きずき(文書保存の重要性)

④ちりも積もれば:(本願寺の財政危機)

⑤文書の顔(古文書の形態)

⑥重き記録(重要記録)

第二室では、親鸞聖人七百五十回大遠忌中央法要事務所法要庶務部と連携のもと、「『』消息」(二〇〇五年一月九日発布)、ポスター、ロゴマークなどを展示した。来たる大遠忌に向けて、スローガンやロゴマークなどの理解の深化を目的とした。

第三室は、当研究所の歴史と現在の活動を理解してもらいうための文書・書類を展示した。そのテーマは次の通りである。

①史料研究所の歩み

「それは西側の小さな部屋から始まった。開設夜話」

今回の展観構成は次のとくである。

第一室 保管文書よりみえる本願寺

「親鸞聖人大遠忌関係文書とその周辺」

## 2 展観構成

③保管文書調査

②法寶物調査

④各地域史資料調査  
⑤出版物と諸原稿

⑥質問回答

⑦どうして調べる、何がわかる

あなたの知識を豊富に

つた。献立帳には料理の品名や素材は記述されるが、味付けはわからない。また品名・素材が記述されても、現在では理解しづらいものもあり、復元には近世の食文化の研究をより深く学ぶ必要があった（献立の復元は次頁の写真参照）。

当研究所の性格上、保管文書の大部分は近世文書である。「一般的な展示物」＝「見栄えのするモノ」を有さないので、展観にそれなりの知恵と工夫が必要であった。従来では取り上げられない近世文書類をいかに見せ、その価値を引き出すか、そして目線を下げ、古文書を読めなくとも、見てすぐわかる展示となるよう心がけた。

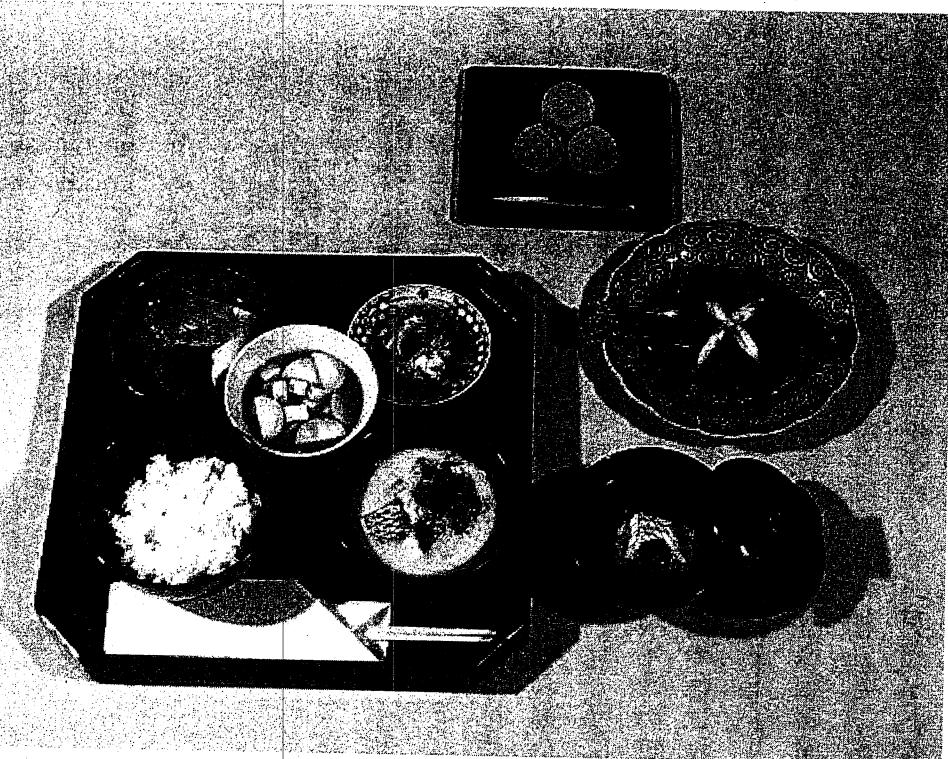
国宝や重要文化財などを所蔵する博物館や資料館であれば、それらをメインの展示物にし、展示物そのもので人を集めることができる。また展示内容にストーリー性がなくとも展観として十分に成立する。博物館の展示スタンスがこのような傾向にあるため、それ以外のものは展示物としての価値を見いだされにくい現実がある。今回はそれを逆手に取り、普段見られない近世文書を積極的に展示し、展示内容にはストーリー性を加えた。

④では現存する借金証文（約千通）を展示し、その量から一見して莫大な借金であることを理解できるようにした。幕末の本願寺には六十万両の借財があった。今回の展示は読まずして、「見てわかる」を一つのコンセプトにしており、それを実践した形となつた。

第一室の①で十数袋の袋入文書と日記や絵図面を展示了した。膨大な分量からは大遠忌が重要な行事であることとを、代々同内容を記述する記録からは伝統の不变性を示した。

②の献立帳に基づく料理復元は、殊に特別な苦労があ

同時期に本願寺も膨大な借財と改革を実施していたことから、学術的には財政逼迫が社会的事象であったことが明確になったという点。もう一つには、あえて歴史的マイナス面を取り上げたことで、現在の本願寺自体が歴史的事実を真正面から真摯に受け止める態度を有していることを示した点である。



安永3(1774)年の『御献立帳』から再現した

⑤では古文書を形態から理解してもらうため、三種の封じ目（折・切・結各封）の文書を展示した。その内の一通に一般的にも馴染みのある「吉良上野介義央書状」を入れ、参観者の興味を引く方法もとった。

⑥では『諸国記』という大版で厚く、重い重要な記録を展示し、それと同等の重さ（一・五キログラム）の一般書籍も展示した。その書籍を持つてもらうことで、実際の記録の重さを体感してもらつた。これは体感型の展示を目指したものであり、記録の内容を理解せずとも、重要な記録は重さも重い点を理解させる意図であった。

第二室では、二〇〇五年一月九日に発布の『親鸞聖人七百五十回大遠忌についての消息』、大遠忌に関する決定事項（宗門長期振興計画概要・法要期日・スローガン・ロゴマーク・ポスター）を展示した。五十年に一度の大遠忌は、『バ消息』のご教示を中心に、基本的な考え方を「新たな始まり～明日の宗門の基盤作り～」と標示し、将来像を展望する諸計画を積極的に推進していく宗門の姿を内外に公表する一助となつた。

第三室は、当研究所開設当初に関連するもの（研究所印・各地域寺院調査日誌、各地域寺院への所蔵資料調査依頼はがき・手紙（数百通）、七百回大遠忌ポスター、関連写真パネルなど）や、現在の活動を紹介するもの（開設時から開始した各地域資料調査の採訪写真ファイル（約千冊の内一部）・保管文書目録台帳・本願寺所蔵法

ど）を展示した。また当研究所の風景として保管文書の目録化作業過程を再現した。

なお最後に「どうして調べる、何がわかる」コーナーを設け、（宝永六年）十一月二十五日「松平（越智）出羽守清武書状」一通を展示し、その調べ方、読み方、年代決定の仕方、さらにそこから何がわかるかを示した。同時に調べる際の事典などの文献も展示し、展観者への学習援助の一助とした。

展示方法にも工夫をこらした。展示では一般的な大きさを無視し、お年寄りでも読みやすい大きな文字ポイントを使用した。

図録にも配慮した。従来の図録は陳列品それぞれに解説を付け、最後に全体の概説をする構成が多い。しかしこれは単品解説と概説が離れているため、学ぶ側にとっては、全体のストーリーと単品の展示品との関連がわかれにくくなっている。今回の展示では一品一品の解説ではなく、一つのテーマごとに一つのストーリー、その論のなかで展示品などの写真を掲載する方法をとった。つまり「図録を読む」＝「展示品をストーリーのなかで理解できる」という形をとった。また図録にも読みやすさの配慮を加え、大きくみやすいポイントを採用した。

#### 4 広報活動

- 『宗報』・『本願寺新報』での告知
- 龍谷大学京都RECでの市民講座の開催

- インターネット上の告知（本願寺ホームページ）
- 新聞掲載（京都新聞・読売新聞・朝日新聞・文化時報・中外日報・毎日新聞）
- ポスター・チラシの配布

RECでは、今回の展示に関するテーマで講座を開き、事前学習の形で講義を行った。その最終講義では展観の列品解説を実施し、展観内容への理解を深めてもらつた。

また新聞社からの取材を積極的に受け、展観趣旨や目的、ポイントなどを説明した。複数の新聞上でアピールできたことは大きな宣伝効果があつた。

ポスター・チラシを宗派関係機関に配布し、『宗報』

誌上でも事前告知を行つた。

以上の広報活動は、来観者数増加に大きな効力を發揮した。

#### 5 おわりに

今回の展観を全体的に振り返つてみると、はじめての試みということもあり、様々な問題点はあつたものの、来観者数や耳にする評判などを鑑みて一応の成功という評価を下してよいと思う。直接足を運ばれ展示を見ていたいた方々や展観に協力していただいた方々にはお礼を申し上げたい。

展観を企画した以上、全ての来観者に展観の意図を理解してもらいたいという希望があった。この思いを来観者に伝えられるようわかりやすい展示となる工夫をした

つもありである。この理念をベースに今後の展観も企画してみたいと思っている。

当研究所は法寶物や保管文書などの調査・分析、研究活動を通じ、本願寺の対外的役割を文化面でになつてきた。それらの能力を、今後もできる限り、展観などを通じ研究の社会的還元につなげてみたいと考えている。

当初、この開設五十周年展は、龍谷大学大宮図書館と連携して企画を進め、共催とする予定であった。しかし、諸般の事情により実現できなかつた。大宮図書館関係者には大変なご迷惑をおかけした。この場をかりてお詫び申し上げたい。

(本願寺史料研究所研究員)

\* \* \* \*

### 《ひとりこと・ふたこと》

副所長 金龍 静

本願寺史料研究所の書庫に、各寺の寺史を集めた書棚がある。未見のものに『松應山蓮成寺五百年のあゆみ』(一九八五年刊)があつた。開いて見た。法要時の大好きな写

真。その中央部には、喜びが紙面からこぼれ出そうな丸顔の子供。四十数年前の青木馨氏だつた。以来、真宗史学界を代表して多くの困苦を背負い、すつかり細顔となつてゐる。そうさせた責任の一分は、私にもありそうな感じだ…。同氏の不朽の功績は、『蓮如名号の研究』(一九九八年、法藏館刊)に極まつてゐる。私も恩恵に預かつてゐた。十数年前の『福井県史』の調査時、撮つてきた名号のコピーを百点ほど送り、分類をお願いしたことがあつた。その返信にかなりの「?」印が付けられていた。どうして?と、奇妙な感に襲われたことを覚えてゐる。

一年程前、本願寺史料研究所蔵の写真帳をめくつてみると、富士吉田市福源寺蔵の十字名号本尊の箇所で、ハタと手が止まつた。左下に准如上人の花押(慶長前中期型)が付されていたためである。いさんで『蓮如名号の研究』を開いた。七十一頁の大分県国見町常念寺蔵本が合致した。同頁は「タイプ」型II証如上人筆十字名号の頁。証如十字から准如十字を分離できた瞬間である。「?を減らすお返しができた」と思つた。うれしかつた。以来、銳意留意した。門真市専隆寺・三重県藤原町明源寺・岐阜県古川町修行寺・奈良県當麻町現徳寺・大分県日出町正善寺・同県本耶馬渓町小野忠雄家・会津若松市興性寺・宇都宮市觀専寺・広島県蒲刈町重森家・奈良県大塔村淨称寺の分が、様々な筆者伝承を持つなかで、准如上人の十字名号として検出できた。

### 《編集後記》

今号はじめて編集を担当しました。レイアウトや写真の選定など、細かな作業に四苦八苦しながら、なんとか発刊にこぎつけました。大喜研究员には開設五十周年展の報告をお願いしました。すでに次回の展示企画が進行中です。テーマは「降誕会」。乞御期待。今号は紙数も多くなり、業者さんに印刷製本を依頼しています。手間が省けて助かりました。来年度は三号発刊の予定です。各方面からの反応を期待しています。

(大原誠)